

総社市告示第80号

令和5年度総社市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年総社市告示第69号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給要件）</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）を、次のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し支給するものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）令和4年度給付金支給対象者以外の者であって、次条第2項に規定する対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者のうち、次の所得要件のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該市町村民税均等割を免除された者</u></p> <p>イ <u>市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）</u></p>	<p>（支給要件）</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）を、次のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し支給するものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）令和4年度給付金支給対象者以外の者であって、次条第2項に規定する対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者のうち、次の所得要件のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>前号に該当しない者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者</u></p> <p>イ <u>市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者（1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であ</u></p>

改正後	改正前
<p>2及び3 略 （給付金の支給額等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 給付金の対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当（<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。</u>）の支給額の算定の基礎となっている者（以下「特別児童扶養手当算定対象者」という。）については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条に定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。ただし、前条第1項第1号に掲げる支給対象者における当該対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当算定対象者は、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 児童が異なる児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（以下「児童手当受給者」という。）及び特別児童扶養手当の受給者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）に養育されており、かつ、その双方が前条第1項第2号アに該当する場合は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童としない。</p>	<p>る者をいう。)</p> <p>2及び3 略 （給付金の支給額等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 給付金の対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者（以下「特別児童扶養手当算定対象者」という。）については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条に定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。ただし、前条第1項第1号に掲げる支給対象者における当該対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当算定対象者は、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 児童が異なる児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（以下「児童手当受給者」という。）及び特別児童扶養手当（<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。</u>）の受給者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）に養育されており、かつ、その双方が前条第1項第2号アに該当する場合は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童としない。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。